

広島県告示第七百七十三号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第五十二条第一項の規定によって、指定介護予防サービス事業者として次の者を指定した。

平成二十四年九月二十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	サービスの種類	指定期間
有限会社ときわ薬局	三原市港町一丁目二番二七号	ときわ薬局福祉用具サービス	三原市港町一丁目二番二七号	介護予防福祉用具貸与	平成二十四年九月一日
有限会社ときわ薬局	三原市港町一丁目二番二七号	ときわ薬局福祉用具サービス	三原市港町一丁目二番二七号	特定介護予防福祉用具販売	平成二十四年九月一日
医療法人社団翠明会藤田医院	尾道市因島中庄町四九三四番地	デイサービスセンター福寿草	尾道市因島中庄町三六八七番地	介護予防通所介護	平成二十四年九月一日
医療法人社団みのり会	府中市元町四三番地一	医療法人社団みのり会介護療養型老人保健施設みのり	府中市元町四三番地の一	介護予防通所リハビリテーション	平成二十四年九月一日